

# 総合型確定給付企業年金基金における会計の正確性の確保 ( 公認会計士等によるAUPの導入など )

○ 資本関係や人的関係がない複数事業主で設立されている総合型確定給付企業年金基金においては、各事業主が他の事業主の掛金拠出分の確認等ができず、各事業主が基金全体での会計の正確性を確認することが困難であることから、次のいずれかを導入し※1、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実、会計の正確性の確保を図ることとします。

① 公認会計士又は監査法人による会計監査

② 公認会計士又は監査法人※2とあらかじめ手続を合意して実施する合意された手続(AUP)※3

※1 何らかの問題が生じたときの影響の大きさの観点から、年金資産20億円超の基金において導入。平成31年度の決算から適用することとし、年金資産が20億円を超えた決算の翌々年度から実施することとします。

※2 基金の理事及び職員を除きます。また、公認会計士又は監査法人と同等水準で業務を遂行できる者を含みます。

※3 「確定給付企業年金の事業運営基準」に規定するチェックポイントに則して手続を定めます。毎期に必ず実施する「每期手続」と各年度の「重点領域」があり、実施初年度は「每期手続」のみを実施し、実施2年目以降、「每期手続＋重点領域①」と「每期手続＋重点領域②」を交互に実施します。

○ また、基金は確定給付企業年金を実施するために特に設けられた法人であることから、基金の実情に応じて必要な内部統制を整備し、適宜見直しを行う必要があること、また、内部統制を向上させ、会計の正確性を確保するため、基金の実情に応じて公認会計士や年金数理人等を含めた専門的知見を有する者による支援を受けることが望ましいことを「確定給付企業年金の事業運営基準」に規定します。

